6月は『外国人労働者問題啓発月間』です

「共生社会は魅力ある職場環境から
～外国人雇用はルールを守って適正に～」

経済社会の国際化・グローバル化の進展に伴い、我が国で就労する外国人は増加しており、令和3年10月末時点で172万7221人となりました。

政府は、平成31年4月に新たに創設された特定技能外国人の受入れや、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者への対応を適切に行うとともに、今なお存在する外国人に関する様々な労働環境の問題等について、総合的に施策を講ずることとしています。

外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方には以下についてご協力をお願いいたします。

まず、外国人労働者の雇入れ及び離職に際しては、在留資格「外交」、「公用」、「特別永住者」以外のすべての外国人について、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出ていただく必要があります。この際、令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした外国人については、在留カード番号の記載が必要となりますので、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）等の提示を求め、確認をお願いします。

また、労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されることから、これらを遵守していただくとともに、公正な待遇の確保等、外国人労働者が適切な労働条件の下、安心して働ける環境が確保されるよう雇用管理の改善等にご配慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、こうした点については、愛媛労働局のホームページやハローワークのパンフレットでも確認することができますのでご活用いただき、ご不明な点がございましたら、ハローワークまたは愛媛労働局までお問い合わせください。

愛媛労働局職業安定部職業対策課